

☆特定秘密保護法三つの不安

―太平洋戦争開戦の日、今回成立したこの法律を憂う―

一九四一年（昭和一六年）二月八日、一学生逮捕

◆七二年前の今日、日本が真珠湾を奇襲しこの日を境に日本は、悲惨な誤った戦争に突入してゆきました。

◆この日米開戦の小雪舞う朝、一人の北海道大学学生がスパイ容疑で逮捕投獄されました。しかしそれは全くの冤罪でした。戦後出獄した彼は、獄中の拷問と病気のため27歳の若さで亡くなりました。

「何が秘密かそれは秘密」

◆この北大生は、私的な旅行で見てきたことを他人に話したのですが、その中に当時の軍事施設の風景が含まれていたというのです。

◆彼にとってそれが軍事機密であるとは夢にも知りませんでした。まさに「何が秘密かは秘密」にされていたからです。実は今回成立した「特定秘密保護法」もその内容と範囲がはつきりせず、戦前の機密法と変わらないのです。

（十一月八日付け朝日新聞記事「秘密保護 戦前の臭い」参照。なお事件詳細は、上田誠吉著「ある北大生の受難―国家秘密法の爪跡―」参照）

特定秘密保護法三つの不安

◆今回成立してしまった「特別秘密保護法」には最低三つの不安があります。

- ① 特定秘密の内容と範囲がはつきりしない（つまり秘密）。だから一北大生のように、ある日突然秘密を漏らしたという容疑がかけられるかもしれない不安があります。お互いが信じられなくなり、息苦しい社会となります。
- ② 秘密の範囲を官僚や役人が今後広げてゆく不安があります。そしてそれ国民に知らされない。原発や基地情報などもそうなる可能性があります。
- ③ 国民の知る権利や表現の自由が制限される。マスコミも取材が制限され政府にとつて都合の悪い情報が出てこなくなる。文筆家も書きたいことが書けなくなる。これは権力を持つ側にとって好都合の社会です。

なぜ急いだのか

政府はなぜこうも法案成立を急いだのか？それは、じっくり審議するとこの法律の怖さが国民に分かってしまうからです。分らないうちに早く成立させたくて急いだのです。この様な危険な法律は将来廃止すべきと考えます。

二〇一三年十二月八日（日） 第五六二回憲法を守る平和行進

★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

〔日本国憲法〕

第十一条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。